

9-2 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会安全衛生協議会安全衛生表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会安全衛生協議会（以下「協議会」という。）が、安全衛生活動の推進により労働災害の減少に努めた企業・事業所及び役員・従業員を表彰し、もって、安全衛生の高揚と労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会（以下「協会」という。）に1年以上所属する正会員企業・事業所に適用する。

(表彰の種類及び表彰基準)

第3条 協議会の表彰（以下「表彰」という。）の種類、表彰対象者及び表彰基準は、次のとおりとする。

種類	表彰対象者	表彰基準
(1) 年度表彰	前年無災害達成企業・事業所	安全衛生活動を実践し、前年が無災害であること。
(2) 5年表彰	無災害を5年間継続した企業・事業所	安全衛生活動を継続して実践し、無災害を5年間継続していること。
(3) 優良役員・従業員表彰	企業・事業所の役員（代表者を除く）・従業員	安全衛生推進者等として安全衛生業務に従事し、安全衛生活動の推進に顕著な功績をあげていること。

2 表彰基準の詳細は、別表のとおりとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年度開催する定時社員総会において行うものとする。ただし、協議会において特に必要があると認めたときは、臨時に行うことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、協議会議長名をもって、表彰状を授与して行う。

2 表彰に当たっては、記念品等を表彰状に添えて授与することができる。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は、次により行うものとする。

- (1) 会員企業・事業所は、毎年1回、別様式による安全衛生活動報告書（以下「報告書」という。）及び安全衛生活動優良役員・従業員表彰推薦書（以下「推薦書」という。）を事務局に提出して表彰候補の企業・事業所及び役員・従業員（以下「表彰候補者」という。）を推薦する。
- (2) 事務局は、提出された報告書及び推薦書に基づいて、年度表彰、5年表彰及び優良役員・従業員表彰の表彰候補者の案を作成する。
- (3) 議長は、委員会において、前号の規定による表彰候補者の案を審議し、被表彰者を決定する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、議長が協議会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 社団法人神奈川県産業廃棄物協会安全衛生協議会安全衛生表彰要綱（平成 17 年 5 月 11 日適用）は、廃止する。
- 2 この要綱は、平成 18 年 1 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会安全衛生協議会規程の施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 17 日から施行する。

別表

表彰種別	表彰基準(詳細)
(1) 年度表彰	<p>次のA又はBの基準に加え、C及びDの基準を満たしていること。</p> <p>A 表彰対象の年が無災害(重大災害、休業災害が発生していない状態をいう。)であったこと。加えて収集運搬業にあっては、重大な交通違反がないこと。</p> <p>B 表彰対象の年の休業災害件数が、その前年に対し50%以上減少していること。加えて収集運搬業にあっては、人身事故が50%以上減少していて、重大な交通違反がないこと。</p> <p>C 重大な法定事故、法違反により是正勧告を受けていないこと。</p> <p>D 安全衛生活動の実践状況が以下のとおりであること。</p> <p>a 安全衛生組織が確立しており、安全管理者又はこれに準ずる者を設けていること。</p> <p>b 安全委員会又はこれに準ずる会議等を次のとおり実施していること。</p> <p>(a) 従業員51名以上の企業・事業所 年4回以上</p> <p>(b) 従業員50名以下の企業・事業所 年1回以上</p> <p>c 安全講習及び協会の安全パトロールに参加するなどの活動実績があること。</p>
(2) 5年表彰	<p>年度の表彰基準を5年間継続して満たしていること。</p>
(3) 優良役員・従業員表彰	<p>安全衛生推進者等として安全衛生業務に従事し、安全衛生方針の作成・周知、安全衛生会議活動の展開、安全衛生に関する法的資格の取得、安全衛生研修会への積極的参加等、安全衛生活動の推進に顕著な功績をあげていること。</p>

注1 重大災害とは、死亡災害又は一時に3人以上の死傷者を出した災害をいう。

2 休業災害とは、休業4日以上災害をいい、身体障害の対象となる不休災害を含むものとする。